

天皇陛下の政治利用に反対する意見書

去る 12 月 15 日行われた中国の習近平国家副主席と天皇陛下の会見について、陛下と外国要人との会見を設定する際の「1 ヶ月ルール」を無視して行われたことに対し、国民はもとより政府内からも天皇陛下の政治利用ではないかとの強い懸念と批判が湧き起こっている。

このルールは、慣例として運用されていたが陛下が前立腺がんの手術をなされた後、健康上の配慮から国の大小を問わず、また政治的な重要性の如何にかかわらず厳格に適用されてきたものである。

今回実現した会見は、政府が言うように日中関係の重要性は理解できるものの、象徴天皇の公的な行為にかかわる問題だけに慎重を期すべきであり、内外に天皇陛下の政治利用の印象を与えたことに対しては、鳩山内閣の不手際といわざるを得ない。

よって、本市議会は過去の歴史を鑑み、政権による恣意的な天皇陛下の政治利用がなされないように、またその誤解を生じさせないように強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 21 年（2009 年）12 月 21 日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣